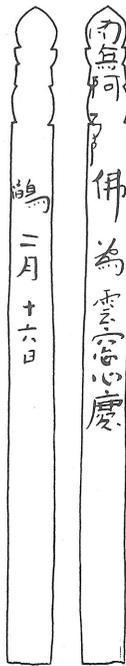
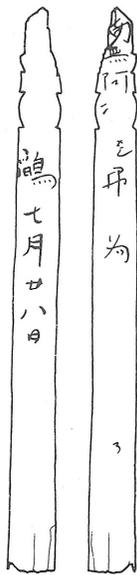


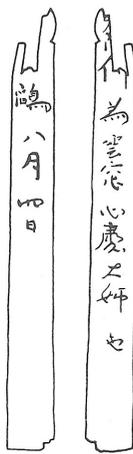
- (5) ・「南無阿□□仏 為」
 「 鷓鴣七月廿八日 」 299×27×1 061
- (6) ・「彌陀力」
 ・×□□仏 為雲窓心慶大姉也」
 ・ 鷓鴣八月四日 」 (235)×25×1 061
- (7) ・「南無阿彌陀仏 為×
 「 鷓鴣七月× (137)×21×1 061
- (8) ・「南無阿彌陀仏 為雲×
 ・ 「 鷓鴣 (152)×24×1 061
- (9) 「南無× (34)×(14)×1 061
- (10) ×慶大姉也 (89)×24×1 061
- (11) ×大姉也」 (127)×24×1 061
- (12) ・×雲窓心慶大姉也」
 ・× 四日 」 (159)×24×1 061
- (13) ・×雲窓心慶大姉也」
 ・× □□六日 」 (187)×22×1 061
- (14) ×雲窓心慶大姉也」 (201)×25×1 061
- (15) ×為雲窓心慶大姉也 (230)×24×1 061
- (16) ・「南無阿彌陀仏 為 定因也」
 ・ 「 鷓鴣九月六日 」 240×27×1 061
- (17) ・×仏 為定因也」 (243)×23×1 061
- (18) ・×□□仏 為定因也」
 ・ 鷓鴣九月十四日 (245)×20×1 061
- (19) ・×□為定因也 (115)×26×1 061
- (20) ・×阿彌陀仏×
 ・ 鷓鴣× (80)×(13)×1 061
- (21) ・×雲窓心慶大姉也」
 ・× □□日」^{〔廿九カ〕} (106)×25×1 061



(3)



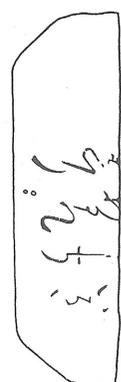
(5)



(6)



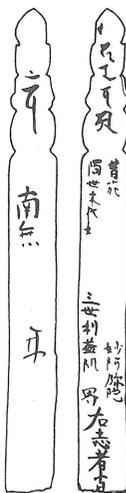
(2)



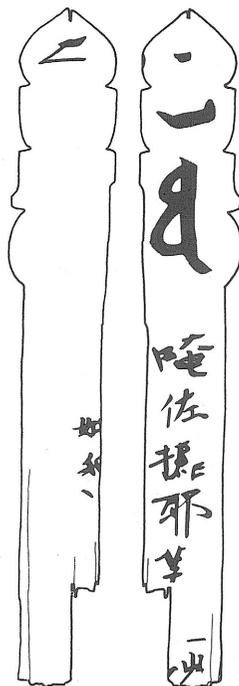
(1)



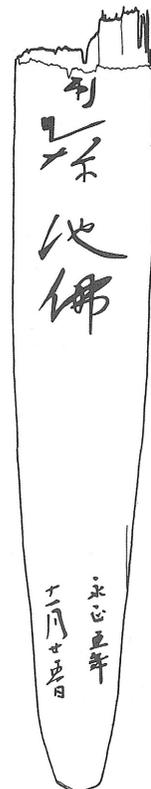
(49)



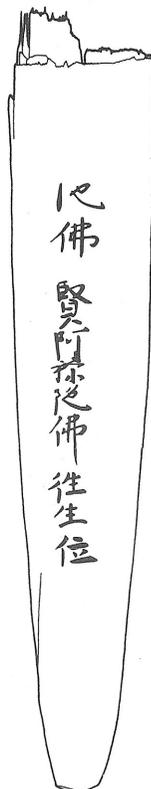
(50)

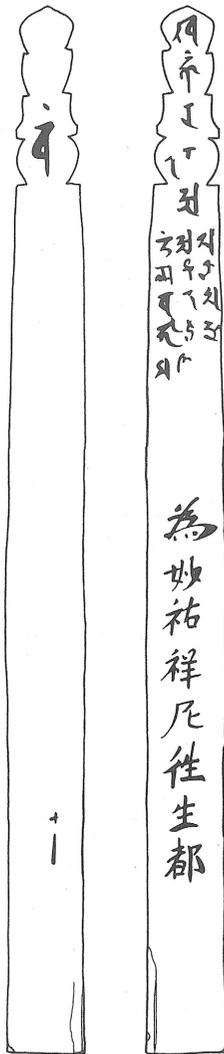


(37)



(39)

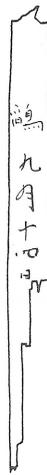




(40)



(41)



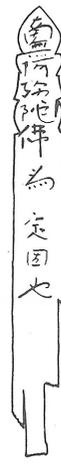
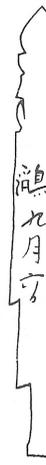
(18)



(17)



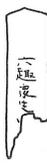
(16)



(27)



(26)



(31)



(30)



(29)



(28)



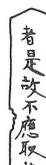
(36)



(35)



(34)



(33)



(32)



- (43) 「^(キヤカラバ)栴檀
- 「^(バン)首」
-
- (440) × 32 × 2 061
- (44) ・南無阿弥陀仏 為□□
-
- (253) × 35 × 1 061
- (45) □□
- 為俊慶沙弥也 敬白
- 七月 廿日
- (269) × 51 × 1 061
- (46) □
- (108) × 45 × 1 019
- (47) □□□
-
- (51) × 25 × 1 061
- (48) □
- (26) × (26) × 1 061
- (49) 「^(キヤカラバ)栴檀
-
- (190) × 30 × 1 061
- (50) ・「^(キヤカラバ)栴檀
-
- 獨世□□□□□□□□
- 三世利益□界 右志者□
- ・「^(バン)首」
- 南無□□□□
- (258) × 25 × 1 061

出土した木簡は、卒塔婆と柿経が大半を占めており、この他に消息などが認められる。その中でも柿経は数枚重なった状態で大量に

出土しており、しかも非常に薄い板材で作られていたため小破片に なってしまったものも少なくない。このため資料を紹介するに際し ては、これらを逐一取り上げるのは現実的ではないと判断し、卒塔 婆と柿経については報告書に掲載されたものを中心に報告し、若干 の補足を加える程度に留めた。

(1)(2)は白木の折敷底板を横に用いて記されたものであるが、意味 は不明である。「今月」などの書き出し部分からみて消息の可能性 が考えられる。

卒塔婆は、規模・形態・文言から四種類に区分できる。

卒塔婆Ⅰ類は長さ三〇cm弱幅一三mm前後の大きさで頭部を五輪塔 形に作り、表面に「南無阿弥陀仏為(戒名)也」、裏面に「鶺鴒(日 付)」という文言が記されたものである(3)~(21)。戒名には雲窓心 慶大姉と定因の二者があり、おおよそ七日おきに日付が記入されて いることから供養のための七本塔婆と考えられる。同戒名で同日付 の卒塔婆が二本以上存在する場合もある。積文を提示した資料以外 にも、これに属するものは少なくとも一〇点確認される。

卒塔婆Ⅱ類は長さ四〇cm以上幅五〇mm以上の大きさをもつものを 一括する(37)~(39)。やや厚手の板材を用いて頭部を五輪塔形に作り、 五輪塔部に梵字が配置されている。(39)には「永正五年」(一五〇八) の年号が記されている。

卒塔婆Ⅲ類は長さ四〇cm以上幅五〇mm以下の大きさをもつものを

一括する(40)~(45)。大半は頭部を五輪塔形に作り、表面に梵字、経文、戒名などが記載されている。釈文を提示した資料以外にも、これに属するものは少なくとも二点確認される。

卒塔婆Ⅳ類は長さ四〇cm以下幅五〇mm以下の大きさをもつものを一括する(47)~(50)。

一方、柿経は非常に薄い柃目板材に経文を記した木簡であり、その文言から三種類に区分できる。

柿経Ⅰ類は両面に「南無阿弥陀仏」と記したものであるが、いずれも頭部を欠いており、形状を特定できない(25)~(27)。「仏」の後に「南」が記される事例があることから「南無阿弥陀仏」が繰り返されたものと推定される。書体は表裏で異なり、片面は楷書体、もう一面は草書体である。なお、釈文を提示した資料以外にも、これに属するものは少なくとも一一九点確認された。

柿経Ⅱ類は片面に『妙法蓮華経』を記したものである(28)~(31)。頭部は圭頭状に加工され、文言は清洲城下町遺跡八九G区出土柿経と同様の記入方法であった(本誌第二号)。本稿で釈文を提示した資料以外にも、報告書に釈文を示したものが三八点あり、報告書刊行以降に保存処理作業の過程でこれに属するものと判明したものは少なくとも二〇点確認された。

柿経Ⅲ類は片面に『金剛般若経』を記したものである(32)~(36)。頭部は圭頭状に加工され、経文は原則として一本に一六字ずつ書写

されたものと復元される。(35)の欠落部分には「即著我」が入る。(36)の欠落部分には「若心取相則」が入る。釈文を提示した資料以外にも、報告書に釈文を示したものが七六点存在する。また、報告書刊行以降に保存処理作業の過程で経文の復元作業が進んでおり、柿経Ⅲ類は少なくとも九〇点以上が確認されている。

九〇D区NR四〇〇一出土資料は、河道の移動によって沼状になった旧流路(埋積河跡沼)という木製品が遺存しやすい環境であったとはいえ、非常に多量の宗教関連の木簡が出土している点の特徴となっている。当地区が人々の往来の激しい川港ではないかという想定も提示されており、本事例は河原における中世人の営為を解明する一例として貴重であるといえよう。

なお、木簡の釈読にあたっては、下村信博氏(現名古屋市蓬左文庫)のご指導を得た。

9 関係文献

(財)愛知県埋蔵文化財センター『清洲城下町遺跡Ⅳ』(財)愛知県埋蔵文化財センター調査報告書五三、一九九四年)

(鈴木正貴)